

## 避難所運営ゲーム（HUG）キット貸出規程

### （目 的）

第1条 この規程は、長崎県社会福祉協議会が保有する避難所運営ゲーム（HUG）キットの貸し出しについて定めることを目的とする。

### （貸出の範囲）

第2条 非営利を目的とした活動のために利用する各種団体、学校等。

### （貸出の制限）

第3条 避難所運営ゲーム（HUG）キットは次の事項に該当する場合は貸し出しをしない。

1. 興行的営利を目的として利用するとき
2. 特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するとき

但し、事業目的、内容に福祉、教育、青少年健全育成、文化、スポーツ等の振興に効果が期待されることが判断され、本会が認めたものについてはこの限りではない。

### （貸出の手続き）

第4条 予約貸し出しを原則とする。申し込み希望の場合は、予約状況を確認のうえ別紙申込書に必要事項を記入し借用日の1ヶ月前までに下記に申し込むこと。

申込場所 長崎市茂里町3番24号 長崎県総合福祉センター内  
長崎県社会福祉協議会  
電話 095-846-8618 FAX 095-844-5948

### （貸出期間）

第5条 避難所運営ゲーム（HUG）キットの貸出期間は原則として2週間以内とする。

但し、事業の目的、内容により本会が必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。なお、貸出期間は利用者との協議により決定する。

### （返 却）

第6条 避難所運営ゲーム（HUG）キット使用後は次のメンテナンスを行い、原状復帰のうえ返却すること。

1. 取扱説明書等が汚損していないか確認する
2. キットの紛失がないか確認する

### （費用の負担）

第7条 避難所運営ゲーム（HUG）キットの貸し出しは無料とする。但し、搬送並びに貸出期間中の修理・メンテナンスに要する費用はすべて利用者の負担とする。

### （弁 償）

第8条 利用者は避難所運営ゲーム（HUG）キットを故意または過失により減失・破損したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

### （附 則）

この規程は平成30年4月1日から実施する。